手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（第二十五条に規定する連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条、第十条第二項第一号ヘ、第二十九条第四項及び第三十三条第二項第一号ヘ」に改め、同項第二号及び第三号中「該当」を「相当」に改め、同条第七項第一号中「他の金融機関等」の下に「（次項第一号ホ及びヘに掲げる者を除く。）」を加え、「該当」を「相当」に改め、同項第二号及び第三号中「該当」を「相当」に改め、同条第八項第一号中「又はこれに準ずる外国の者」を削り、「該当するもの」を「相当するもの」に改め、同号ハ中「第三十一条第一項」を「第二十九条第六項第一号ハ」に改め、同号ニ中「第三十一条第一項」を「第二十九条第六項第一号ニ」に改め、同項第二号中「該当」を「相当」に改め、同条第九項第一号中「該当」を「相当」に改め、同項第二号中「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に限る。）」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同条第十二項第二号中「第二号」の下に「、第二十九条第九項第二号及び第四十一条第八項第二号」を加え、同条第十三項中「第十項第三号」を「第十項各号」に改める。

第十条第一項中「第百五十二条第一号」に改め、同条第二項第一号ヘ中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改め、同項第二号及び第三号中「イからトまで」を削る。

第十九条第一項第五号イ中「第百五十二条第二号」を「第百五十二条第一号ロ」に改め、同号ロ中「第百五十二条第一号」を「第百五十二条第一号イ」に改める。

第二十条第一項第一号中「をいう」の下に「。第四十一条第一項において同じ」を加え、同条第三項第一号中「（普通株式（）を「（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（）に、「該当」を「相当」に、「資本調達手段（規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第十四条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。）をいう」を「資本調達手段をいう。第四十一条第四項において同じ」に改め、「及び次条第二項第一号ヘ」を削り、「その他Ｔｉｅｒ1資本調達手段又はＴｉｅｒ2資本調達手段をいう。以下この条」を「その他Ｔｉｅｒ1資本調達手段に相当するもの又はＴｉｅｒ2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率（第三十七条に規定する単体自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条、次条第二項第一号ヘ、第四十一条第三項及び第四十四条第二項第一号ヘ」に改め、同項第二号及び第三号中「該当」を「相当」に改め、同条第四項第一号中「他の金融機関等」の下に「（次項第一号ロ又はハに掲げる者を除く。）」を加え、「該当」を「相当」に改め、同項第二号及び第三号中「該当」を「相当」に改め、同条第五項第一号中「又はこれに準ずる外国の者」を削り、「該当」を「相当」に改め、同項第二号中「該当」を「相当」に改め、同項第二号中「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同条第六項第一号中「該当」を「相当」に改め、同項第二号中「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同条第七項第一号中「該当」を「相当」に、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同条第十一項中「第百五十二条」を「第百五十二条第一号」に改め、同条第二項第二号及び第三号中「イからトまで」を削る。

第二十一条第一項中「第百五十二条」を「第百五十二条第一号」に改め、同条第二項第一号ヘ中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改め、同項第二号及び第三号中「イからトまで」を削る。

第二十二条第一号及び第二号中「以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産」の下に「（第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）」を加える。

第二十五条の見出しを「（連結自己資本比率の計算方法）」に改め、同条中「次条」を「以下この章」に、「基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目－控除項目」を「コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額」に改める。

第二十七条から第三十二条までを次のように改める。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第二十七条　次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

一　特定取引勘定設置銀行　次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ　直近の期末から算出基準日までの間における特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ　算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における特定取引勘定の資産及び負債の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ハ　直近の算出基準日において第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二　特定取引勘定設置銀行以外の銀行　次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ　直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ　算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ハ　直近の算出基準日において第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

（自己資本の額）

第二十八条　第二十五条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二　その他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。）、繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十一項において同じ。）及び土地再評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。）を除く。）

三　普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額

四　コア資本に係る調整後少数株主持分の額

五　次に掲げる額の合計額

イ　一般貸倒引当金の額（当該額が第二十五条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、第百五十二条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ　内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百五十二条第二号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）